

医療的ケアが必要な子どもにかかる 災害時個別支援計画の作成について

令和3年10月 保健福祉局障害者支援課

医療的ケア児にかかる災害時個別支援計画の作成の経緯について

令和2年11月2日 北九州地域医療的ケア児支援協議会資料に加筆(赤字部分)

| 時期 | 項目 | 出口 |
|---------------------------|-----------|---|
| 先行実施 | ●就学 | 基幹病院等からの情報提供を受け、医療的ケア児の把握し、対象となる子どもに対して、速やかに情報提供を実施し、もれなく就学相談につなげる。 |
| | ●災害 | 災害時の対応等を聴取し、特に支援が必要な医療的ケア児の個別支援計画の策定につなげる |
| 令和2年春以降に実施 (令和2年5月頃まで) | ●レスパイト | 令和2年10月から医療的ケア児在宅レスパイト事業を開始 ・登録者:49名(令和3年10月15日現在) |
| | ●移動支援(通学) | 現在、学校内での医療的ケアにかかる課題を整理している。 |

【医療的ケア児レスパイト事業】

- 1 概要 在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るために、訪問看護ステーションを利用する家族に対して、その費用の一部を助成するもの。
- 2 対象者
 - (1) 北九州市内に住所を有すること
 - (2) 0歳~18歳に達する日以降の最初の3/31までの間であること
 - (3) 在宅で同居の保護者等から介護を受けて生活していること
 - (4) 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること
 - (5) 訪問看護による医療的ケアを受けていること
- 3 助成額 1時間当たり7,500円 (生活保護世帯や市民税非課税世帯以外の場合は7,000円)
- 4 上限時間 48時間


令和3年3月10日 北九州地域医療的ケア児支援協議会資料 (赤字部分を加筆・強調)

1 事業概要： 自力又は同居する家族などの支援で避難することが困難な高齢者や障害者の方などを事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域に提供することで、災害時における避難支援の仕組みづくりを促進するもの。

「身体的要件」のいずれかに該当し、かつ「地理的要件」に定める区域に居住している方のうち、「除外要件」に該当しない方について、地域への個人情報の提供に同意を得た方を避難支援事業の対象者として名簿に登録している。


身体的要件

- 1 要介護認定者
 - (1) 要介護3以上の方
 - (2) その他の要支援、要介護で日常生活が自立又はほぼ自立している方以外の方
- 2 身体障害者手帳交付者
 - (1) 身体障害者手帳1・2級交付者
 - (2) 身体障害者手帳3～6級交付者で視覚障害など一定の障害のある方
- 3 療育手帳A交付者
- 4 精神障害者保健福祉手帳1級交付者
- 5 その他、民生委員等からの情報により自力避難が困難な方




除外要件

- 1 マンション等堅牢な建物の2階以上に居住している方
- 2 自力避難が可能である方 (自助が可能)
- 3 **健全者が同居しており、常に避難支援を受けられる方 (自助が可能)**
- 4 医療機関又は施設等に入所している方



地理的要件

- 1 北九州市風水害危険区域及び北九州市風水害準危険区域
- 2 土砂災害防止法により指定された土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域
- 3 北九州市水防計画により指定された浸水想定区域 (計画規模降雨による区域)
- 4 津波防災地域づくり法により指定された津波災害警戒区域



避難行動要支援者名簿 (同意者)

| 氏名 | 生年月日 | 性別 | 住所(居所) | 電話番号 | FAX番号 | 避難支援等を必要とする事由 | | | | 備考 |
|------|----------|----|--------|----------|----------|---------------|------|------|------|----|
| | | | | | | 身体障害の種別 | 療育手帳 | 精神障害 | 要介護度 | |
| 〇〇〇〇 | \$〇.〇.〇〇 | 男 | 〇〇区〇〇 | 〇〇〇-〇〇〇〇 | | 視覚障害 | | | 要介護3 | |
| △△△△ | \$△.△.△△ | 女 | △△区△△ | △△△-△△△△ | △△△-△△△△ | 聴覚障害 | ○ | | | |
| □□□□ | \$□.□.□□ | 男 | □□区□□ | □□□-□□□□ | □□□-□□□□ | | | ○ | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

2 課題： (除外要件となっている) 同居する健全者から避難支援を受けられる方を名簿に追加する場合、当該地域の実情を把握する避難支援関係者の理解が必要となる。

医療的ケア児にかかる災害時個別支援計画の作成について（概要）

【作成の流れ】

| 順番 | 主たる実施者 | 内容 | 関係機関 | 留意事項 |
|-----|--------------------------------|---|------------------------|----------------------------|
| (1) | 行政（保健福祉） 医療的ケア児 コーディネーター | 災害時個別支援計画の作成にかかる対象者の抽出 ・災害警戒区域内に居住し、人工呼吸器及び酸素療法などの医療的ケアが必要な子どもを対象に抽出 | ・行政 (危機管理) | |
| (2) | 行政 (危機管理室・ 区役所) | 居住する災害警戒区域の避難情報のとりまとめ ・居住する地域の防災情報や避難するタイミングにかかる情報提供のとりまとめ | ・行政 (保健福祉) | |
| (3) | 医療的ケア児 コーディネーター | 医療的ケア児の保護者への情報提供及び同意 ・居住地が災害警戒区域内にあることの説明及び希望する支援（避難するかどうかも含めた）の聞き取り | ・行政（区） ・医療機関等 | 避難又は 在宅避難 |
| (4) | 医療的ケア児 コーディネーター | 避難先の場所及び支援者の確保 ・福祉避難所等を含めた受け入れ可能な避難先の確保 ・避難にかかる必要な人員等の確保 | ・行政（区） ・医ケア児 協議会 | 手順に沿って 避難先を選定 |
| (5) | 医療的ケア児 コーディネーター | 災害時個別支援計画にかかる関係者会議の開催 ・保護者、避難時の支援者、避難先、医療機関、訪問看護事業所等が集まり、顔の見える連携を推進 | ・行政（区） ・支援員 ・関係者 | 避難のタイミン グ、連絡先等の 情報共有 |
| (6) | 医療的ケア児 コーディネーター | 災害時個別支援計画に基づく避難訓練の実施及び更新 ・計画に基づく避難訓練を行うとともに、毎年〇月には個別支援計画の確認（更新）を実施 | ・全ての 関係者 | 相談支援専門員 への引継ぎも 検討 |

※主たる実施者のうち、医療的ケア児コーディネーターは、今後の計画作成時に中心となることを想定

災害警戒区域内に居住する医療的ケアが必要な子どもについて

市内の医療的ケア児の状況

- 市内の医療的ケアが必要な子どもの把握は、令和元年度、令和2年度と調査を行っており、3年度も実施予定。
- 令和2年度の調査の結果、市内には167名の医療的なケアが必要な子どもがいる。

災害警戒区域内に居住する医療的ケア児の状況

| 区 | 医療的ケア児 | 災害警戒区域内 | 常時人工呼吸器が必要 | |
|------|--------|---------|------------|--------------|
| | | | | うち災害警戒区域内に居住 |
| 門司区 | 6名 | 0名 | 0名 | 0名 |
| 小倉北区 | 30名 | 7名 | 5名 | 3名 |
| 小倉南区 | 40名 | 5名 | 2名 | 2名 |
| 若松区 | 13名 | 1名 | 0名 | 0名 |
| 八幡東区 | 15名 | 0名 | 3名 | 0名 |
| 八幡西区 | 51名 | 3名 | 3名 | 1名 |
| 戸畑区 | 12名 | 1名 | 2名 | 1名 |
| 計 | 167名 | 17名 | 15名 | 7名 |

- 災害警戒区域内に居住している医療的ケア児は17名。
- 24時間常時人工呼吸器が必要な医療的ケア児は15名。うち、災害警戒区域内に居住している医療的ケア児は7名。

発表される防災情報と避難について（モデル）

- 想定し得る最大規模の降雨（計画規模を上回るもの概ね 千年に1回の降雨）を想定した**浸水想定区域にレベル3（高齢者等避難）が発令された場合**に避難を開始することとしている。

| 警戒レベル | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------|---|--|---|---|--|
| 発令される状況 | 今後気象状況悪化の恐れ | 気象状況悪化 | 災害の恐れあり | 災害の恐れ高い | 災害発生又は切迫 |
| 防災情報 | | 氾濫注意情報 | 氾濫警戒情報 洪水警報 | 氾濫危険情報 | 氾濫発生情報 |
| 川の様子 |  |  |  |  |  |
| 避難情報 | | 洪水注意報 自らの避難行動を確認 | 高齢者等避難 危険な場所から高齢者等は避難 | 避難指示 危険な場所から全員避難 | 緊急安全確保 命の危険 直ちに安全確保 |
| 医療的ケア児避難行動 |  情報収集 |  避難にかかる準備 |  避難開始 |  避難完了 | 出典：国土交通省 避難確保計画作成資料 加工 |

北九州地域医療的ケア児支援ネットワーク連絡会の開催について

1 開催日時

- ・令和3年11月25日の開催を予定。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、WEB開催を予定。

2 内容（案）

- ・災害時個別支援計画（モデルケース）の報告

1 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律について

（三宅委員）

2 策定した災害時個別支援計画作成に関わった関係機関からの発表を行う。

（1）医療機関の立場から

（小倉医療センター）

✓退院時の調整等について

- ・関係機関との連携について
- ・災害時の支援について（本ケースの家族の意向等）

（2）行政の立場から

（障害者支援課、小倉南区役所総務企画課）

✓居住地で予想される災害について

- ・支援者の確保と連絡方法について

（3）訪問看護事業所

（にこり）

✓在宅での医療的ケアについて

- ・円滑に避難するための支援について（マニュアル作成など）

（4）避難先の立場から

（とくりき春吉園）

✓医療的ケアを必要とする子どもの受入について

- ・受け入れに当たっての施設の考え方について

（5）当事者の立場から（可能であれば）

（保護者）

✓災害時の避難の考え方

✓要望したいこと

今後の災害時個別支援計画作成の進め方について

対象者について

- 災害警戒区域に居住している医療的ケアが必要な子どもは17名。
- そのうち、災害のリスクが高く、マンションなどの堅牢建物に居住していない方（3世帯）を優先。

| 居住地 | 災害種別 |
|-----------|-----------------------------|
| 戸畑区（一軒家） | 高潮 .. 比較的発生頻度が高い |
| 八幡西区（一軒家） | 高潮、津波 .. 比較的発生頻度が高い |
| 小倉南区（一軒家） | 浸水（東谷川、紫川） .. 比較的発生頻度が高い |

避難情報のとりまとめについて

- 3世帯については、個別支援計画作成にかかる基礎資料（避難情報等のとりまとめ）を作成済み。
- 今後は、まず基礎資料を関係機関へ説明後、作成にかかる本人や保護者の同意を得ることが必要。

✓ 医療的ケア児コーディネーターが中心となって、行政や関係機関と連携しながら、今年度内の個別支援計画作成を目指していく。

✓ 今後は、医療的ケア児コーディネーターが中心となって計画作成していくことになるが、初めて取り組むことになるので、行政も協力する。

✓ 皆様にも個別にご相談する可能性が高いので、お声掛けがあれば是非ご協力をお願いしたい。